

求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針

社会福祉法人 七戸町社会福祉協議会

1. 基本的な考え方

社会福祉法人七戸町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、採用選考過程において、応募者をはじめとする求職者等に対して、本会の役員・職員による性的な言動その他のハラスメントを一切許容いたしません。

2. 求職者等に対するハラスメントの定義及び禁止する行為

（１）求職者等に対するハラスメントの定義

本会が雇用する労働者による性的な言動により、求職活動等に参加する求職者等の求職活動等が阻害されることをいう。

（２）求職者に対する禁止する行為

① セクシュアルハラスメント

- ・性的な関心や欲求、ジェンダー（固定的な性別役割分担）意識に基づく言動
- ・交際関係・プライベート・性自認等に関する不必要な質問
- ・性的なからかい
- ・立場を利用した個別の飲食や密室への誘い
- ・不必要な身体接触など

② パワーハラスメント

- ・選考権限や優位な立場を背景とした選考上必要かつ相当な範囲を超える言動
- ・他社へ内定辞退を強要するなど、選択の自由を妨害する言動
- ・圧迫的な質問や暴言で求職者等の能力・人格を不当に否定・傷つける言動など

3. 防止対策

- （１）基本姿勢ならびに禁止事項、行為者への措置の明確化、職員への周知・啓発
- （２）職員への研修、教育
- （３）相談窓口の設置など、求職者等に対する対応方針の周知

4. 対応方針

(1) 相談窓口の設置

求職者等の皆様からの相談を受け付ける窓口を設置します。求職活動等の過程においてハラスメントに該当する疑いがあると感じた場合は、遠慮なくご相談ください。相談した事を理由に、採用選考において不利益な取り扱いを行うことは一切ありません。

(2) 迅速かつ厳正な対処

相談があった場合は、迅速かつ正確に事実関係の確認を行います。事実が確認された場合、本会は行為者に対し就業規則等に基づき厳正に対処します。

(3) 相談者の保護

相談者のプライバシー及び名誉を保護するために必要な措置を講じます。ご相談いただいた内容や個人情報、相談者本人の同意なく行為者等へ開示することは一切ありません。また、事案の解決及び事実の確認に必要な範囲でのみ慎重に取り扱い本人の意向を尊重して対応します。

5. 相談窓口

七戸町社会福祉協議会 町屋 (TEL：62-6790)